

5

もしもの事故・ケガに備えて… 交通災害共済に加入しましょう！

交通災害共済事業は、お互いに掛金を出し合い、不幸にして住民が交通事故により死傷したとき、交通事故の被災者及びその遺族に対し、見舞金が支給される住民のための相互扶助制度です。

※一人につき1枚の申込書と なっていますので、ご注意ください！

◆加入できる方…4月1日現在で志布志市内に住居登録されている方は誰でも加入できます（出稼ぎ、就学等で一時的に転出される方も加入可）。

◆共済掛金…1人あたり500円です（中途加入者についても同額）。

◆共済期間…平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

◆加入方法…自治会においては行政事務連絡員の方などに加入者分の掛金を添えてお申込ください。または、市役所総務課及び各支所地域振興課の窓口にご直接お越しいただき加入者数分の掛金を添えてお申込ください。

◆申込期間…平成27年3月3日（月）から31日（火）まで

※4月1日以降も加入できます。4月1日以降に申込された方

は、市で申込書を受理した日の翌日から平成27年3月31日までが共済期間となります。

◆見舞金請求期限…事故発生日から2年以内（2年以上経つてから請求されると災害見舞金は支払われません）。

■災害見舞金お支払いの例

◆例1…小学生が道路を自転車で行く時、転んで骨折し、完治するまで2か月かかった（実治療日数25日）。

★8等級…3万5千円の見舞金

◆例2…自動車事故で3か月の入院。退院2か月後再手術のため1か月入院。その後1か月間リハビリ通院（実治療日数140日）。

★4等級…11万5千円の見舞金

■問い合わせ先…

- 志布志市役所 総務課
Tel: 474・1111
- 志布志支所 地域振興課
Tel: 472・1111
- 松山支所 地域振興課
Tel: 487・2111（内線213）

3

畑地かんがい事業のお知らせ

曾於東部地区における散水器具有料貸出しについて

平成24年8月1日から畑かん散水器具を有料で貸し出ししています。貸し出すことができる散水器具は、「ロールカー」、「レインガン」、「移動式スプリンクラー」、「噴射ホース」と、それらに伴う付属品一式です。

貸出料につきましては、それぞれの機材や数、付属品等によって異なりますので東部土地改良区へお問い合わせください。

また、貸し出しの際は散水器具借入申請書を提出していただくとともに、使用場所の畑かん水給水開始申請をしていただく必要があります。

利用されたい方は、市役所松山支所の東部土地改良区までお問い合わせください。

曾於南部地区における散水器具無料貸出しについて

曾於南部地区の受益地において、散水器具を無料にて貸し出しています。貸出散水器具については、「ロールカー（自走式散水器具）」、「移動式レインガン」、「移動式スプリンクラー」、「噴射ホース」、「それらに伴う付属品一式」です。希望される方は、市役所農政課畑かん推進係までお問い合わせください。なお、貸出しにつきましては、左記のような優先順位がございませぬのでご注意ください。

●優先順位1位…散水器具設置申込をしている方で、散水器具納品待ちの方

●優先順位2位…給水開始されている方で、散水器具を使ってみたい方

●優先順位3位…散水器具や、水利用を一度もしたことがないが、体験してみたい方

※貸出用散水器具は、数に限りがありますので、利用されたい方は、お早めにお願ひします。

■問い合わせ先…

- 農政課 畑かん推進係
Tel: 474・1111（内線431）
- 県畑かんセンター
Tel: 482・2547
- 曾於東部土地改良区
Tel: 487・2986
- 曾於南部土地改良区
Tel: 471・0171

4

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額が変わります

平成27年4月からの児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額が次のように変わりますので、お知らせします。



各種手当一覧	平成26年4月～（月額）	平成27年4月～（月額）
児童扶養手当（全部支給）	41,020円	42,000円
児童扶養手当（一部支給）	41,010～9,680円	41,990～9,910円
特別児童扶養手当（1級）	49,900円	51,100円
特別児童扶養手当（2級）	33,230円	34,030円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
経過的福祉手当	14,140円	14,480円

■申込み・問い合わせ先：福祉課 Tel: 474-1111 児童福祉係（内線175）・障害福祉係（内線160）

6

国民健康保険の届出を忘れていませんか？ ～14日以内に届け出を！～

国民健康保険の加入、脱退は14日以内に届け出てください。届出の遅れは、トラブルのもととなりますので、早めの手続きをお願いします。なお、本庁、支所ともに届出ができます。

届出の例	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	他の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印鑑
国保を脱退	他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
	他の健康保険に加入したとき	職場の健康保険証、保険証、印鑑
	他の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険証、保険証、印鑑
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印鑑
その他	同一市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証、印鑑
	保険証を紛失したとき	身分を証明するもの(※)、印鑑

※身分を証明するものとは、運転免許証や住基カード(写真付き)等のことです。

■申込み・問い合わせ先：保健課 国民健康保険係 Tel: 474-1111（内線122～125）